

見積書の提出に関する注意事項（委託等用）

【見積書の提出にあたっての注意】

- ① 見積書は、見積書の提出日に持参してください。
- ② 参加者は、定刻までに来られない場合は見積書の提出をすることができません。
- ③ 代理人が見積書の提出をする場合は、必ず委任状を提出してください。
- ④ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もりのした契約金額の**105分の100**に相当する額を記載してください。
- ⑤ **見積書の提出は、複数回行なう場合があります。（見積書を複数枚持参ください。）**

【見積書の提出の無効】

次のいずれかの一つに該当する場合の見積書の提出は無効とします。

- ① 見積書の提出に参加する資格を有しない者の見積書の提出
- ② 委任状を持参しない代理人の見積書の提出
- ③ 見積書記載の金額・氏名、その他見積書の提出要件の記載が確認できない見積書の提出
- ④ 見積書記載の要件の加除訂正箇所又は氏名の後に押印がない見積書の提出
- ⑤ 1人の見積者又はその代理人が、同一事項に2通以上の見積書の提出
- ⑥ 2人以上の代理をした者の見積書の提出
- ⑦ 不正行為があったと認められる見積書の提出
- ⑧ その他見積書提出に関する条件に違反した見積書の提出

【見積書の提出の辞退】

- ① 見積書の提出に参加する者は、見積書の提出の完了に至るまでは、いつでも見積書の提出を辞退することができます。
- ② 見積書の提出に参加する者が、見積書の提出を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。
 - ・ 見積書の提出執行前にあつては、辞退届（任意の書式）を直接持参するか、FAX（見積書の提出執行前までに到着するものに限り）、又は郵送（見積書の提出日の前日までに到着するものに限り）してください。
 - ・ 見積書の提出執行中にあつては、辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積書の提出を執行する者に直接提出してください。
- ③ 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

【契約にあたっての条件】

見積書採用後、契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4もしくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限又は相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結することはできません。

【前払金支払の条件】

前払金は、契約金額が250万円以上（単価契約を除く）のものに限り、契約金額の30%以内で支払います。

- ※ 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアルによるものとします。
- ★ 現場に行く場合は、契約課に申し出てください。
- ★ 車で来庁される方は、必ず市役所駐車場に駐車してください。

見積書の提出に関する注意事項（工 事 用）

【見積書の提出にあたっての注意】

- ① 見積書は、見積書の提出日に持参してください。
- ② 参加者は、定刻までに来られない場合は見積書の提出をすることができません。
- ③ 代理人が見積書の提出をする場合は、必ず委任状を提出してください。
- ④ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もりの契約金額の**105分の100**に相当する額を記載してください。
- ⑤ **見積書の提出は、複数回行なう場合があります。（見積書を複数枚持参ください。）**

【見積書の提出の無効】

次のいずれかの一つに該当する見積書の提出は無効とします。

- ① 見積書の提出に参加する資格を有しない者の見積書の提出
- ② 委任状を持参しない代理人の見積書の提出
- ③ 見積書記載の金額・氏名、その他見積書の提出要件の記載が確認できない見積書の提出
- ④ 見積書記載の要件の加除訂正箇所又は氏名の後に押印がない見積書の提出
- ⑤ 1人の見積り者又はその代理人が、同一事項に2通以上の見積書の提出
- ⑥ 2人以上の代理をした者の見積書の提出
- ⑦ 不正行為があったと認められる見積書の提出
- ⑧ その他見積書提出に関する条件に違反した見積書の提出

【見積書の提出の辞退】

- ① 見積書の提出に参加する者は、見積書の提出の完了に至るまでは、いつでも見積書の提出を辞退することができます。
- ② 見積書の提出に参加する者が、見積書の提出を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。
 - ・ 見積書の提出執行前であっては、辞退届（任意の書式）を直接持参するか、FAX（見積書の提出執行前までに到着するものに限り）、又は郵送（見積書の提出日の前日までに到着するものに限り）してください。
 - ・ 見積書の提出執行中であっては、辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積書の提出を執行する者に直接提出してください。
- ③ 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

【契約にあたっての条件】

- ① 現場代理人は、工事現場に常駐する必要があるため、1人1現場に従事することが原則ですが、特例として次の工事については、2件まで兼務可能となる場合があります。
 - 契約金額2,500万円未満の単価契約の工事2件 ○契約金額500万円未満の箇所指定工事2件
 - 契約金額500万円未満の箇所指定工事1件と契約金額2,500万円未満の単価契約の工事1件
- ② 発注金額が2500万円未満の場合は、1技術者2現場までとします。なお、現場代理人を兼務する場合、他の現場の技術者となることはできません（ただし、上記①の特例は除きます）。
- ③ 技術者については以下の条件とします。
 - ・ 指名時点で既に指名業者と指名日以前に3か月以上の雇用関係があること。
 - ・ 雇用関係を書類で証明できること。
 - ・ 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できない場合は契約できません。

※①～③について、詳しくは、市ホームページ上の「現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置等について」、「相模原市発注工事における現場代理人常駐義務緩和措置」を参照してください。

- ④ 落札後、契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4もしくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限又は相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結することはできません。

【前払金支払の条件】

前払金は、契約金額が250万円以上（単価契約を除く）のものに限り、契約金額の40%以内で支払います。

健康保険による技術者の雇用確認について

【技術者の雇用確認の方法】

- 法人事業所
- 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所



- 健康保険被保険者証又は加入証明書（各事業所に応じた健康保険法に定めた健康保険のもので所属事業所名及び加入年月日が表示されていること）
 - ※ 主な健康保険被保険者証又は加入証明書
 - ・ 年金事務所の場合は健康保険被保険者証
 - ・ 建設国保組合の場合は加入証明書
 - ・ 健康保険組合の場合は健康保険被保険者証

- 5人未満の従業員を使用する個人事業者



- 健康保険被保険者証又は加入証明書（所属事業所名及び加入年月日が表示されていること）
 - ※ 上記を交付していない場合は、次のいずれかの書類等
 - ・ 雇用保険被保険者証
 - ・ 雇用保険被保険者通知書
 - ・ 住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書

専任・雇用が確認できない場合は、落札後であっても、契約できないものとします。

監理技術者の資格等

公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講している必要があります。

- 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証について
監理技術者を配置する場合には、以下のとおりの取扱いとします。
 - ・ 平成16年2月29日以前に交付（更新も含む）された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者資格者証の写しを提出すること
 - ・ 平成16年3月1日以降に交付（更新も含む）された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること

経営事項審査

経営事項審査更新時には「総合評定値通知書」の写しを提出してください。既に入札参加者登録をされている方につきましても、経営事項審査更新時には「総合評定値通知書」の写しの提出が必要です。

- ※ 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアルによるものとします。
- ★ 現場に行く場合は、契約課に申し出てください。
- ★ 車で来庁される方は、必ず市役所駐車場に駐車してください。